三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項に規定する相談支援専門員
四　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条第一項に規定する相談支援専門員

（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第二条　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第三条　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第四条　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略） イ　当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ロ　当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。 ハ　（略） 二　（略）	一　（略） イ　当該契約の締結に当たっては、通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）又は入所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいい、法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者を含む。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。 ロ　当該契約の内容について、支給決定障害者等（法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。 ハ　（略） 二　（略）